

---

平成27年大和町議会予算特別委員会会議録（第5号）

---

平成27年3月13日（金曜日）

---

応招委員（17名）

委員長	高平聡雄君	委員	藤巻博史君
副委員長	堀籠日出子君	委員	松川利充君
委員	今野善行君	委員	伊藤勝君
委員	浅野俊彦君	委員	平渡高志君
委員	千坂裕春君	委員	堀籠英雄君
委員	渡辺良雄君	委員	馬場久雄君
委員	松浦隆夫君	委員	中川久男君
委員	門間浩宇君	委員	大崎勝治君
委員	槻田雅之君		

---

## 出席委員（17名）

委員長	高平聡雄君	委員	藤巻博史君
副委員長	堀籠日出子君	委員	松川利充君
委員	今野善行君	委員	伊藤勝君
委員	浅野俊彦君	委員	平渡高志君
委員	千坂裕春君	委員	堀籠英雄君
委員	渡辺良雄君	委員	馬場久雄君
委員	松浦隆夫君	委員	中川久男君
委員	門間浩宇君	委員	大崎勝治君
委員	槻田雅之君		

---

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	三 浦 伸 博 君
副町長総務課長 事務取扱	遠 藤 幸 則 君	産業振興課長	大 塚 弘 志 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	上下水道課長 兼都市建設 課 長	堀 籠 清 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 三 和 子 君
まちづくり 政 策 課 長	小 川 晃 君	教育総務課長	櫻 井 和 彦 君
財 政 課 長	内 海 義 春 君	生涯学習課長	石 川 誠 君
税 務 課 長	高 崎 一 郎 君	総 務 課 危機対策室長	瀬 戸 正 志 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴収対策室長	千 葉 喜 一 君
子 育 て 支 援 課 長	高 橋 正 春 君	産 業 振 興 課 農 林 振 興 対 策 官	石 垣 敏 行 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 事	逢 坂 孝 徳
議 事 班 長	櫻 井 修 一		

議事日程〔別 紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

委員 長 （高平聡雄君）

関係者の皆さん全員おそろいですので、始めさせていただいてよろしいですか。

皆さん、こんにちは。

ただいまから本日の会議を開きます。

これより代表質疑を行います。

代表質疑は総務常任委員会、社会文教常任委員会、産業建設常任委員会の順に行います。

初めに、総務常任委員会代表、10番伊藤 勝君。

1 0 番 （伊藤 勝君）

それでは、総務常任委員会を代表しまして、3件の質問を町長の所見をお伺いいたします。

まず、1件目は、特別職の職員の非常勤のものの報酬及び費用弁償の見直しについて、今回消防団については見直しされましたが、ほかの機関も見直しすべきと思うが、町長の所見をお伺いします。

2件目、災害協定について、東日本大震災の経験を踏まえ、どのような災害にも対応できるように人的支援、物資的支援を初めとするあらゆる災害協定を早急に締結すべきと思うが、町長の所見をお伺いします。

3件目、結婚相談業務の推進について、結婚相談業務を産業振興所管から現在の社会情勢の変化に伴い総務課に所管を移し、充実した結婚相談業務を行うことであるが、従来の違った新たな取り組みをすべきと思うが、町長の所見をお伺いします。

以上です。

委員 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、よろしくお願ひいたします。

ただいまのご質問でございますが、1件目、特別の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の見直しについてでございます。

今回、消防団の費用弁償につきまして、額の改正を行ったところでございますが、これは消防団を中核といたしました地方防災力の充実強化に関する法律が、平成25年12月13日に公布施行されたことを受けまして、見直しを行ったところでございます。交付税措置額なども考慮をし、今回費用弁償の単価を改正いたしました。非常勤の特別職で、その仕事の内容等から判断した場合には、交通安全指導隊についての報酬等の見直しが必要なのではないかと、このように考えられます。

消防団につきましては、火災現場や風水害等の災害現場での活動があることから、その危険につきましては他の非常勤の職員とは比べられないところがありますし、交通安全指導隊につきましても、年間指導回数が800回以上と多く、お祭りやイベントなどの長時間従事が考えられるからでございます。

交通安全指導隊の報酬につきましては、消防団と異なりまして、年額報酬のほかに1回の指導につき300円の加算金がありますので、結果的に1,500円の費用弁償が1,800円に相当する内容になっているところでございますが、県内を初めとする近隣市町村の内容を調査しまして見直しをしてまいりたいと、このように考えております。

次に、災害協定の質問でございますが、本町におきましては災害協定に関しまして昭和40年来、23件を締結してきているところでございます。そのうち、東日本大震災以降につきましては、9件の協定を締結しております。東日本大震災は、これまでにない規模の被害を多くの自治体にもたらしましたが、同時にいざというときのために災害協定を結んでおくことの大切さについても感じさせられた災害でございました。想定外のことも多かった東日本大震災ではございますけれども、課題や問題が見えてきたことも確かでございますので、民間企業との災害協定や、自治体間の相互応援協定については、これからも積極的に行っていく考えでございます。そのため、今回改定いたしました地方防災計画におきましては、民間関係団体との連携強化や、遠方の市町村間の総合応援協定の推進を新たに追加しているところでございます。

どのような災害にも対応できるよう、あらゆる災害協定を早急に締結すべきということでございますが、町といたしましては自然災害だけではなくて、新型インフルエンザなどに関する協定も視野に入れていく必要があると思っておりますので、これからもさまざまな協定を締結していく考えでございます。

しかし、遠方の市町村間の相互応援協定につきましては、何の縁もない市町村と応援協定を結んでいる市町村はございません。なぜその市町村と協定を結んだのか聞いてみますと、必ず何らかの縁を頼りに締結している市町村がほとんどでございます。

本町におきましても、昨年の3月11日付で静岡県湖西市と相互応援協定を締結いたしました。これも誘致企業でありますプライムアースEVエナジー様と、全国優勝を果たしました女性消防操法大会が縁で締結に至った経緯がございます。

自治体間の協定についてはバランスが必要で、余り遠くても援助に時間がかかりますので、遠過ぎず近過ぎずの距離にある市町村がよいと思いますし、太平洋側に位置する大和町からすれば日本海側の市町村など、大規模な災害が発生した場合、同時に被害を受けるような市町村は避ける必要がございます。いずれにしましても、昨年県外市町村との協定を締結いたしましたので、今後もさまざまなことを考慮しながら応援協定を結んでまいりたいと考えております。

また、民間企業の協定についてでございますが、幸いなことに大和町にはさまざまな業種の企業の方々が進出しておられます。このような進出企業はもとより、従来から町内にあります企業も考慮に入れ、直ちに不足しているものは何かを考えながらバランスのとれた協定が締結できるよう努力してまいりたいと、このように考えます。

次に、結婚相談業務の推進でございますが、本町では今まで町内定住を目指す後継者等の結婚推進を図るために、大和町結婚相談所設置要綱に基づきまして、農業委員会会長が相談員15名と結婚相談アドバイザーを委嘱いたしまして、毎月第2日曜日と月曜日に吉岡コミュニティーセンターを会場に相談業務を行っております。平成15年8月から現在までの11年間で28組のカップルが誕生しておりまして、うち本町に関係する方11組のカップルがめでたく婚姻まで至った状況でございます。

また、出会いを推進する事業としましては、黒川郡内町村と黒川郡内各農業委員会、黒川商工会、JAあさひな農業協同組合で構成いたします黒川地区後継者対策推進協議会を中心にカップリングパーティーやアイリンクパーティーなど、男女の出会いの場を設ける事業をセッティングしております。平成26年度は仙台ロイヤルパークホテルで開催し、黒川郡内から男女19名の参加がありまして、本町からは男性11名、女性2名の参加がありました。このうち、5組のカップルが誕生し、交際を続けているものと思われまます。

平成27年度からの結婚相談業務の所管がえにつきましては、社会情勢の変化に伴いまして、農業後継者を中心にしてきました相談業務から、住民のニーズに応え、全ての職業に対応する体制への取り組みが必要と考えまして、結婚相談業務を総務課に所管がえをしたものでございます。

今後は、これまで実施してきました結婚相談や出会い等の事業をベースに、さらに視野を広げて、黒川郡内町村や関係団体との意見を交換しながら相談業務を推進して

まいりたいと、このように考えております。

以上です。

委員長（高平聡雄君）

伊藤 勝君。

10番（伊藤 勝君）

委員長にお尋ねします。一件一件やっていくのですか、それとも全部通しで。

委員長（高平聡雄君）

一括質疑をお願いします。

10番（伊藤 勝君）

1件目の特別職の職員の非常勤のものの報酬、費用弁償の見直しについてということですが、まずこれはぜひお願いしたいと思います。町の行事を運営してもらっているんだから、もしほかに頼めば金銭的に、こちらから頼めばかかるという状況もありますし、そういう部分でやっぱり報酬を上げていくというのは当たり前かなと私は思いますので、この辺ぜひご検討お願いいたします。

また、災害協定ですけれども、今まで23件とありますけれども、これは宮城県ですけれども、宮城県では140件の協定を27年3月5日まで締結しているようでございます。そして、行政関係が16件で、空港関係が5件、災害救助権、自衛隊、消防、土木建設、燃料、廃棄物処理、物資供給、物流、報道、その他という部分で、あらゆる観点でこの協定を結んでいるようですけれども、町にもある程度の限りがあると思いますけれども、やっぱりこういうことを踏まえていろいろな部分で想定して、そんなに数は多くなくてもいいから、やっぱり地元の企業、またJAとかいろいろな団体がありますので、着実に一個一個協定を結んで、町民の安全・安心のためになお取り組んでいただきたいと思います。

また、東日本大震災の教訓を生かして、我が町で何が足りなかったのかという部分も含めて、その辺をお伺いいたします。

3番目の結婚相談業務推進について、やっぱり町長さっき言っていましたけれども、地元を巻き込む商工会や青年団、地元の商店街や企業、ボランティアなど、地域の人、もの、スペースなどの中をフル活用して実勢を持って運営してもらおうことが、

ユニークな企画や豊富なプログラムの中で選択肢も広がっていくと思いますので、2番目には人の熱意ということで、やっぱりこれは町長の熱意が大事だということも載っています。そういう部分で、町長みずからやっぱり陣頭指揮とってもらわないと、活性化にはつながらないと思うんですけども、あとはさっきの町長が言っていました広域的な連携が必要だという部分で、やっぱり隣接町村との連携が大事ではないかなど。

また、4番目にはサークル感覚のイベントということで、見合いイベントというよりも、気軽にバーベキューなどの農業の共同体験やバス釣りや、いろいろ趣味を生かしたイベントをやりながら、気軽にやっていくというようなことが大事だと載っていました。

また、コミュニケーションの向上ということでパーティーや、男性に服装や食事の仕方のマナー、話し方、連絡のとり方などのきちんとした会話や、積極的に、男女の意識の差があるので、この辺の壁をなくすようなセミナーを開催すると。

また、見合い相談は一人一人丁寧にやることが大事だということで、またあと個人的なプライバシーの管理も徹底するという部分もあります。

あと、7番目にはマスコミに取り上げてもらうことと、今よくテレビでお見合い作戦など各自治体でやっているのと、先日何か宮城県内でもやったようですけども、こういうマスコミを使っただいて、協力してもらうということも1つの要因かなと思います。その辺の町長の所見、ちょっとお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

まず、1番目の特別職といますか、交通指導隊に対する報酬につきましては、先ほども申しましたとおり、大和町で指導隊といますと、いわゆる大和町の指導隊の方々全てお願いしております。民間に頼むということもあるんでしょうけれども、基本的には大和町の指導隊の皆さんにご協力をいただいているということでございます。費用もさることながら、夏場の暑い中で、休む場所の問題とかもありまして、テントとかも今回用意はしたところでございますけれども、そのほかにもそういった費用的なものについて、先ほども申しましたとおり、周りの状況も確認しながらという



ことはありますけれども、検討、見直しが必要というふうに考えておりますので、これは見直してまいりたいというふうに思っております。

それから、協定につきましてもお話しのとおり、さまざまな協定ということでございます。さっきも申しましたとおり、災害ばかりではなくて、今度インフルエンザとかそういった流感といいますか、病気についても、世界で発症した場合、国で発症した場合というものは、体制が今度とられるようになっております。したがって、大和町の場合は例えばバイタルネットさんとか、あとはスズデンさんとか、そういった企業さんといえますか、拠点としての倉庫等もつくってもらっているところでございますし、まだまだ具体的な話にはなっておりませんが、そういった業者さんとも連携をとればというふうに思っております。

これまでもレンゴーさんとか、いろいろ段ボール関係とか、いろいろ協定を結んでいるところでございますけれども、そういったものについて、相手方があるわけですから、こちらの思いだけでは難しいところありますけれども、やっていきたいというふうに思っております。

前回のとき何が足りなかったかということでございますけれども、期間も長かったこともございましたので、物資的なものにつきましては燃料関係から食料につきましても皆様のご協力はいただいたものの、4年前の状況につきましてはトータル的に足りなかった部分があるというふうに反省もしております。そういったことで、先ほども、繰り返しになりますけれども、町内にもいろいろな業者さんが来ていただいておりますので、そういった方々、さらには遠方といいますか、近場であれば皆さん同じような災害に遭った場合のお互いの協定という部分での考え方、そういったものもやっていきたいというふうに思っております。

それから、結婚相談ということでございますが、お話しのとおりさまざまなやり方があるんだというふうに思っております。これまでもいろいろなパーティー形式の中で、パーティーをやる前に、講習会と言ったらちょっと語弊がありますが、そういったときに参加するときの心構えとか、そういった講習をしながらパーティーをやったこともございますし、そういった工夫もいろいろ今までもやってきたところでございます。

ただ、成果としてなかなかこれは難しいところでして、先ほども言った結婚相談の中ではそういう何組か結婚されている方がいるということでございます。パーティーだけでと見ると1組ですかね、パーティーの中で結婚されてというのについては、1組しかちょっと知らないですけれども、現在、先ほど去年のカップルの方々には成婚ま

ではないですけども、おつき合いをしているのではないかと、プライバシーの問題もあるというお話で、そういうことをなかなか後追い調査とかも難しいところあるのですが、そういったところもあるというふうに思っております。

広域的なということで、それぞれの町村、同じような課題は持っているというふうに思っております、今も黒川郡内という形でやっているところがございますけれども、もう少し幅を広げることもできるのではないかとというふうに思っております。

また、町長が陣頭に立ってということでございますけれども、なかなか陣頭に立ってとって昔の仲人さんのように、ああいう情報を持ってやるという、あれが今あったら大変よかったんだろうなというふうに思うんですね。我々が結婚するころには、まだそういった方が大勢おいでで、議員さんのときもそうだったかもしれませんが、こっちが結婚する気なくてもいろいろ紹介してくれるとか、言ってみればうるさいというふうな、その状況で思ったこともあったんですが、今となればそういった方々がいてほしいと、今こそ必要なのではないかとというふうな気もしているところです。あれはボランティアといいますか、そういういい人を紹介してあげましょうという、そういった善意の中であったことだというふうに思っております、今企業さんでそれをやっているところもあるというふうには思っていますけれども、そういった本人が集まる場だけではなく紹介する方々というか、そういった方々の何かあればなど。昔ですと何組結婚させたとか、させたという言い方もおかしいんですけども、仲人何組やったとかと結構あったところでして、それだけそういったおせっかい、言葉悪いけれどもおせっかい、いい意味のおせっかいやきというんですかね、そういう人が大勢おったんだなど、ああいう方々、自分になれるかどうかはまた別としまして、ああいったこともこれから必要なのではないかとというふうに思っております。

いずれ、結婚というのは強制するものではもちろんないですし、ご本人たちのお考えということはもちろんあるんですが、そういったきっかけ、場、またはそういった情報と言ったら失礼ですけども、紹介するというか、そういったさまざまな形での応援が必要なんだというふうに思っております。

今回、総務という形で間口を広くしたところがございますけれども、今までも間口はずっと紹介さんとか入った中でやっていたけれども、そういった意味も含めて広い視野というのは、いろいろな形の応援も考えながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長 （高平聡雄君）

伊藤 勝君。

10番 （伊藤 勝君）

まず、特別職の職員の非常勤の報酬、費用弁償もありますけれども、今指導隊の定数が28に対して26人ということになってはいますけれども、大分高齢の方が多くなっているということで、この辺の人材育成も考えていかなければならないんでないかなと私自身も思うんですけれども、その辺をちょっと一言お伺いします。

また、2番目の災害協定については、なお一層取り組んでいただきたいと思えます。

3番目の結婚相談業務については、身近な職員さんの結婚の取り組みなどから始めてもよいのではないかなと私も思うんですけれども、あと町長、今まで仲人をやったことがあるのかなと。

あとは、町長自身ご結婚なされて、恋愛だったのか見合いだったのか、その辺をお聞きしていきたいと思えますので、どうぞよろしくお願ひします。

委員長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

まず、指導員の高齢化といいますか、確かにそのとおりでございまして、なかなか若い人が入ってこないねという言い方はおかしいんでしょうかね、今40歳の方が一番若い年代になっています。上の方は68歳ということで、お元気できちっと仕事はやってもらっているんですが、現状そういうところがございます。これが、人材育成という中で報酬の問題とか、人が足りないためにいっぱい出る機会が多いとか、そういったことがいろいろあるんだというふうに思っております、報酬等につきましては今お話したとおりの見直しをしなければいけないというふうに思っておりますが、皆さんに声をかけて協力をお願いするということだというふうに思っております。

今入っている方々、少し年代上がっていますけれども、若いころから入っている方も大勢おったんですね、まず、前は。前はというか、そういうところで、新しい人になかなか入ってもらえないという現実はあるので、この辺については協力をお願いするとか、できるだけ多くの方に入ってもらって負担を減らすとか、そういったことも

含めて考えていかなければいけないというふうに思っております。

それから、協定につきましては、これからも積極的に取り組みというお話、そのとおりやっていきたいというふうに思っております。

それから、結婚相談については職員間のということで、これ我々も個々に各町村の首長さんたちとお話するときに、例えばお互いやりてみようかとかという話は、よく出る話題でもあります。それを、やり方がいろいろあるというふうに思っております。求めるものは余り広くしないで、ある程度職場職場のつながりを持ってもらうとか、そういった絞り込んだ形のやり方も方法としてはあるというふうに思います。やり方は今後研究してまいりたいというふうに思います。

私が結婚したのは、その辺はご想像にお任せをして、お願いしたいと思います。  
以上です。

委員長（高平聡雄君）  
伊藤 勝君。

10番（伊藤 勝君）  
大変ありがとうございました。これで私の質問を終わります。

委員長（高平聡雄君）  
これで総務常任委員会代表、伊藤 勝君の代表質疑を終わります。  
次に、社会文教常任委員会代表、17番堀籠日出子さん。

17番（堀籠日出子君）  
それでは、社会文教常任委員会を代表いたしまして質疑を行います。

1件目は、総合体育館の指定管理についてであります。平成27年度から、体育施設の指定管理者制度が導入されました。民間事業の効果的かつ効率的な管理運営と、サービスの向上を図るものであります。これまでは、所管課が管理運営を行ってまいりましたが、新年度からは指定管理者ということで、総合体育館には町の職員が1人も残らないということでもあります。

しかし、本町では初めての事業であり、スムーズにスタートさせるために、また状況を把握する意味から、一定の期間、町の職員を配置してはいかがでしょうか。町長の所見をお伺いいたします。

2件目は、大和町保健福祉総合センターの運営管理であります。ことし10月から、仮称大和町児童支援センターが、福祉総合センター内に新規事業としてスタートすることになりました。0歳から18歳までを対象に、子育てに関するさまざまな相談や支援事業が行われるようになります。現在の福祉センターは、従来からの吉岡児童館、社会福祉協議会、シルバー人材センターなど多種多様な機能となり、利用されております。

さらに、災害時には福祉避難所となっていることから、福祉センターの機能を十分に生かすよう整備し、適切な運営に努めるべきと思いますが、町長の所見をお伺いいたします。

委員長（高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

初めに、体育施設の指定管理者制度に伴う職員の配置に関するご質問でございます。昨年の9月議会におきましてご承認をいただきました大和町総合運動公園、大和町武道館、大和町体育センター、仙台北部中央公園内ダイナヒルズと、これらの施設内にある9つの体育施設を対象としました指定管理者の導入につきましては、本年4月1日を目標に手続関連事業等の推進を図ってまいりました。

指定管理者の導入につきましては、利用者の満足度を向上させ、より多くの利用者を確認しようとする民間事業者の発想を取り入れることで、利用者に対するサービスの向上が期待できるとともに、民間への市場開放にもつながることと、民間事業者等のノウハウや経営手法を活用することで、利用者のニーズに対応した、きめの細やかなサービスの提供が期待できる大きなメリットがあると、このように考えられます。

大和町におきましては、国内で実績のあるミズノスポーツサービス株式会社によります管理となることから、スポーツの推進におきましては、より専門的なサービスが期待されるところでございます。管理運営の開始時期とされますことしの4月1日以降につきましては、総合運動公園事務所も民間事業者による管理下となります。

そこで、議員ご指摘の開始に当たって状況把握と一定期間における職員の配置についてでございますが、多くの自治体におきましては事前研修のない中で年度当初から管理運営を開始しております。最近におきましては、開始の3カ月前から準備を行っている自治体もあるようでございます。

本町におきましては、昨年の10月からミズノスポーツサービス株式会社より次期所長、要するに4月からの所長を含めまして2名の社員が直接配置されまして、町の職員と一緒に従来からの教室や大会並びに体育協会が主催する各種大会、そしてスポーツ少年団等一般事務処理や機械操作を含め、数多くの業務の経験を半年間にわたって実施して、直接重ねておるところでございます。

また、本年4月以降予定されている実施事業につきましては、事前にプレオープンという形によりまして、先般3月7日土曜日に世界選手権出場記録を持つ講師先生を招いた卓球教室や、翌日の日曜日には走り方の基本を学ぶ教室、そして運動が苦手な子供たちでも楽しめる教室の開催を行い、多くの参加者でにぎわったところがございます。

今後、事務所におきましては生涯学習課体育振興係での担当となりまして、本庁舎内での執務ということにはなりますけれども、年間計画や各種教室、そして大会の日程等につきましては綿密な連絡調整に努め、協議を行いながら、きめ細かな行政指導を行い、安全性や快適性を含めたより専門的な利用サービスに努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、大和町の保健福祉総合センターの運営管理についての質問でございます。平成11年の4月1日に、福祉の充実と町民皆様方の憩いの場としまして、大和町保健福祉総合センターひだまりの丘が開設され、ひだまりの丘には行政機関といたしまして保健福祉部部門を担います保健福祉課及び大和町社会福祉協議会、大和町吉岡児童館が移転をし、新たに在宅介護支援センター、ボランティアセンター及び大和町デイサービスセンターひだまりの丘並びに精神知的身体障害者支援の工房ななつもりが設置され、活動が開始されたところでございます。

また、平成22年の5月には、新庁舎の開所に伴いまして保健福祉部門が新庁舎に移転しましたが、各種健康診査や健康づくりの事業及び高齢者の方々の介護予防事業並びに地域の方々によります自主グループ活動の健康づくりの場として使用しているところでございます。

さらに、自主、自立、共同、共助をもとにシルバー世代の社会参加と生きがいくりの理念に基づきまして、平成22年2月18日に一般社団法人大和町シルバー人材センター設立総会が開催されまして、同年4月から事務所をひだまりの丘といたしまして、技能や知識経験を活用した業務が開始されたところでございます。

これからの大和町保健福祉総合センターの運営管理に関しましては、平成27年10月に開設予定の、仮称でございますが、大和町児童支援センターにあわせまして、大和

町社会福祉協議会、一般社団法人シルバー人材センター等を含めて総合的に施設の運営管理が有効的に図られるように検討してまいります。

なお、大和町保健福祉総合センターは、地域防災計画で福祉避難所に位置づけておりまして、高齢者や障害者などの避難行動、要支援者が避難する施設に指定しておりますので、災害避難時に混乱が生じないように、福祉避難所としての周知を徹底してまいりたいと思います。

以上です。

委員長（高平聡雄君）

堀籠日出子さん。

17番（堀籠日出子君）

それでは、総合体育館の指定管理について再度お尋ねいたします。

指定管理先の事業所は、全国的に公のスポーツ施設の指定管理業務を行っておりまして、心配することではないんですけれども、むしろ民間事業のノウハウを活用して利用者のサービス向上に努めていただくことに期待しているところであります。

事業としましては、これからの事業、それにプラスして新規事業を取り入れるというわけでありまして、さらにはスポーツ用品の販売ショップコーナーも設けるということであります。それで、管理者側からは2名配属されて、これまで研修を行ってきたということで、これは事業を進めるためには本当に必要な取り組みだったと思っております。それにつけても、やっぱり町といたしましても、これからの事業にどのような取り組みをされるのか、そういう状況把握もすることも必要なことだと考えております。

また、町の職員がいることで、これまでの事業、それからこれから取り組む新たな事業に対して相談役にもなるのではないかなとも考えておりますので、それにつけてもやはり常勤ではなくとも一定の期間、職員の配置は必要ではないかなと思いますので、もう一度この辺についてお尋ねいたします。

それから、福祉総合センターの件であります。福祉総合センターの中には児童センター、今年度の10月から運営されるわけでありましてけれども、詳細については10月からということで、詳細の内容についてはこれからですという担当課からの説明もあったところであります。

それで、今までの福祉センターですと、やはり各種検診や相談、そういう事業が多

かったわけでありますけれども、今度児童支援センターが開設するとなると、多くの相談、それから来場者が多くなるのではないかと思います。そうしたときに、その施設内はやはり年齢幅が広いですから、子供さんやら保護者の皆さんからで施設内が混乱することも予想されるのではないかなと思っております。町長の答弁では、総合的に管理しやすいように検討するというご答弁をいただきましたので、ぜひ利用しやすい福祉センターになるようご検討いただきたいと思います。

それから、もう一つなんです、これまでも各種の検診等々を行ってまいりました。そのときに、事業内容によっては庁舎から保健師さんがひだまりの丘のほうに行き業務を行っていたわけなんですけれども、新年度で児童支援センターが開設されることになると、やっぱり福祉センター内での事業量がすごく多くなると思うんです。そうしたときに、やはり今まではその事業によって保健師さんが移動されていたわけなんですけれども、事業量が多くなるということによって、今後保健師さんの常駐というのも考えていかなければならないのかなと思いますので、その点について伺いいたします。

委員長（高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

まず、総合体育館のほうの委託についてでございますが、常勤ではなくても一定の期間必要だというお話でございます。このことにつきましては、先ほど申しましたとおり、今回半年間にわたって研修といいますか、やってきているところでございます。全く町の職員と同じ形で取り組んでもらっておりまして、1年の半分ではありますけれども、まず半分の事業は一緒にやってきたということでございます。それで、そういったことで、それも所長になる人間と、あともう一人正式といいますか、来る人間が2人来ておりまして、やっております。

それから、今後働く人についても、これまで経験ある方が採用になるようなお話も聞いております。そういったことで、これまでの体育館の運営について、経験のある人間、これまで役場の嘱託の方とか、そういった方々が引き続きなる部分もあるというふうに聞いておりますので、心配が全くないと言え、それはあれですけれども、運営については十分やっていけるというふうになら考えております。

それから、先ほど申しましたプレオープンという形でやったものにつきましては、



あれはミズノさんがこれから、通常町がやろうとしている毎年通常やっているやつのあいている時間帯とといいますか、場所においてミズノさんが独自に自分のルートとかを使ってそういった選手等呼んで、やりたい事業ということでこの間、この間といいますか、3月7日にですか、やったところでございます。そういったことで、新たな事業についても一緒に取り組んでおりますので、そういった意味で半年の経験ではありませんけれども、大丈夫だといいますか、判断をしております。

それから、町のほうにも当然、町のほうでも学習課の中で体育振興係というのがあって、そこには毎日行っていないなくても、連絡は常に密にしながらやっていきたいというふうに思っておりますので、このことについては現地のほうに常勤の者を置くということではなく、役場のほうにしながら、もちろん通って現場を見ることもあるというふうに思いますが、そういった中で進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、ひだまりの丘の使い方ということでございますけれども、確かに今後児童館、児童支援センターというもの、これまだ国の申請しております、まだ認められておらないところがございますので、確定ではないんですが、町としてはそういった形で進めたいというふうに考えております。そのことによりまして、配置とかもいろいろ変わってくるだろうというふうに思います。

それで、今現在まだ具体のところまではいっておりませんが、その中で先ほども言いました今いる団体の方々の配置とか、そういったことについてはお話し合いをしながら一番いい方法で、間違いなく人が出てくる、多くなるということはあると思いますので、その辺のことを十分精査しながらやっていきたいというふうに思っております。

それから、保健師の常勤ということでございますけれども、この児童館とかは児童館としまして、検査とかそういったことは当然今も検診とかやっているわけでございますけれども、そのときにももちろんこちらからも行っているわけでございますので、そのことについて、そこに常勤で検診のための方に行くということは、今のところは考えておらないところでございます。

事業につきましても、検診をあそこできるといいますか、やるのについては、ことしと同じような形の回数だというふうに思っておりますし、そういうことで、その都度ちゃんと保健師が行って対応しておりますので、相談もそのとききちっと受けているというふうに思っておりますので、ひだまりのほうに保健師を常勤ということについては、今の段階ではちょっと考えておらないところでございます。

以上でございます。

委員長（高平聡雄君）

堀籠日出子さん。

17番（堀籠日出子君）

今回、社会文教常任委員会の代表として、2つの事業について質問させていただきました。このどちらの事業も町民が期待している事業でありますので、町民が使い勝手のよい、利用しやすい施設になることをご期待いたしまして、社会文教常任委員会の代表質疑を終わらせていただきます。

委員長（高平聡雄君）

これで社会文教常任委員会代表、堀籠日出子さんの代表質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会代表、16番大崎勝治君。

16番（大崎勝治君）

それでは、産業建設常任委員会を代表いたしまして、3件ご質問申し上げます。

まず、1件目につきましては産業振興課に、支援対策を種もみ購入者に限定して支援をするという考え方、これについては予算が1,210万5,000円というお金でございますけれども、この種もみ購入者に限定した理由、それをお伺いいたします。

2件目は都市建設課に、町営住宅の管理はということでお尋ねします。今回、町営の下町住宅1号棟外壁塗装ということで、予算が2,241万を予定したわけですが、この外壁だけやって内部は改修をやることがないのか、何かこの間の現場、私行けませんでした、写真を見ると大分結露もしているようでございますから、その辺を考えて、内部の改修はどのように考えているのかお伺いします。

さらに、3件目は上下水道料金の徴収対策についてということで、停水処分の運用体制の強化により、どのような効果が上がっているのか。未収金として2億5,862万9,870円と、こういう中に、吉岡第2土地区画整理の負担金が2億1,000万入っているわけでございますけれども、その他の分の未納金について、この停水処分を取り入れてから年間で何%ぐらい上昇したのか、その辺をお尋ねします。

以上です。

委員長（高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

まず、種もみ支援の件でございますけれども、この農業の再生生産支援事業につきましては、ご承知のとおり平成26年産米概算金が前年産米概算金から大幅に下落したことを受けまして、本町の基幹産業であります農業、その農業経営が地域経済に与える影響が大変大きい現状を踏まえまして、平成27年産米作付に向けて農業者の方々が引き続き意欲を持って取り組めるよう、国や県、周辺町村の動向も参考にしながら検討してまいりました。

また、その間大和町農業委員会、そして大和町議会の皆さんからも米価下落に対します要望等があったところでございます。米価の変動につきましては、経済活動の1つであるというふうに思いますが、国におきましても稲作農業の体質強化緊急対策事業が平成26年度補正予算で措置されまして、本町におきましても47経営団体が取り組み申請をしておるところでございます。

また、ならし対策が発動になる見込みとなったことによりまして、ならし移行のための円滑化対策、これは平成26年度限りでございますけれども、この交付申請の手続も開始されたところでございます。今回、町の支援でございますけれども、この支援対象につきましては、宮城米としてのブランド力の確保、品質の確保という観点から、みやぎ原種苗センターから集荷業者さん、農協さんの集荷業者を通じて購入した種もみ代といたしまして、再生参入をする資材費の一部を補助するものでございまして、その2分の1を援助しようと考えておるものでございます。

なお、稲づくりを委託して箱苗で購入している農業者の方々につきましては、これは農家間等での取引契約となりますので、このことにつきましては町のほうから支援事業のPRに努めまして、対象となる農業者の皆さんに支援が行き渡るように努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、町営住宅の管理についてのご質問でございますが、外壁工事を実施するとの説明であったが、内部の改修はどのようにするのか考えているのかについてでございます。

まず、外壁塗装の塗りかえ工事につきましては、予算特別委員会における現地調査資料としまして提出いたしました写真のとおり雨漏りによる入居者への被害等を未然に防ぐとともに、経年劣化をしました目地材の交換、ベランダ、窓の手すりなどの

さびの発生部分の修繕、交換、コンクリート部の剝離部分の補修などを行い、外壁、共同使用の階段部の壁などにつきまして塗装を行いまして、外からの水の浸入を防ぐ工事でございます。そのことによりまして、施設の長寿命化を図りますとともに、入居者の安心・安全を確保するものでございます。

内部の改修の考え方でございますけれども、町営住宅管理条例第21条に規定されております畳表の張りかえや障子、ふすまの張りかえ、ガラスの取りかえなど構造上重要でない部分といたしますか、摩耗したりする部分、そういった部分の修繕につきましては、入居者負担となっております。通常使用におけますクロス黒ずみやドアの開閉が悪いなど、その他については町が行うこととなっております。それを行う時期につきましては、一般のアパートと同じでありまして、入居者が住宅を明け渡しする際に実施するものでございます。

なお、これまでも雨漏りへの対応は行っておりまして、写真でござんいただいた部分については修理が済んでおります。改修は済んでおりますけれども、今回外壁全面の塗装、塗りかえとあわせて継ぎ目等のシーリングをやることによりまして、雨漏りを防止するものでございます。したがいまして、部屋の環境は改善されますので、全体の内部改修については予定しておりませんが、今後も個別に状況を把握しながら、対応すべき場合には必要な措置を講じてまいりたいと、このように考えております。

次に、上下水道料の徴収対策のご質問でございますが、水道料金、下水道料金等の未収金は、平成25年度決算において3,443万4,464円でございます。これは調定額の約3.3%になっておりまして、これ以上未収金をふやすことについては慎まなければいけないというふうに考えております。その徴収対策としまして、上下水道課では給水停止を実施しているところでございますが、これは一定の未納期間を過ぎた方を対象に停水予告書を発送して、それでも納付のない方の給水を停止するものでございます。今までは、その未納期間を4カ月としていたところでございますが、これ昨年の11月分からでございますが、その4カ月を3カ月に期間を短縮して実施したところでございます。そのことによりまして、月当たりの停水予告書の発送件数につきましては、30件ほど増加しております。

しかし、徐々にではあります。その効果が表れてきているというふうに思っております。委員ご存じのとおり、上下水道課では毎月未納者に督促状等を発送しておりますが、11月以前の1年間の月平均の発送件数は約913件でしたが、12月以降徐々に減少しておりまして、ことしの2月に入りまして800件と、113件ほど少なくなっております。このことが、未納期間短縮の効果と考えております。金銭的な効果につきま

しては、平成26年度の決算を待って、そしてその回答をさせていただきたいというふうに思っております。今後とも未収金の回収につきましては、課員一丸となって取り組むことといたしているところでございます。

以上です。

委員長（高平聡雄君）

大崎勝治君。

16番（大崎勝治君）

その種もみ購入の2分の1ということであるんですが、この配分の方法、そしてこの1,210万5,000円という金を予算として組んだ内容、どういう形で種もみ求めた方に2分の1という計算が、どういう形で出てきたものなのか、これだけの予算とったということは何か根拠あってとったんだと思うんですが、その種もみ購入でお助けするという気持ちはわかるんですけども、種もみ買ってだけ農家やっている人ばかりではないと思うのね。逆に苗で買っている方もあると思うわけね。そういうことを考えれば、種もみ買ってどこから買ったんだか、どこから何ぼで買ったんだかという領収書を集めながら、そいつの2分の1ということ考えたと思うんですね、この内容を見ると。

だけれども、果たして何ぼ買って、この1,200万の金を按分することに出たんだか、データがね、その辺が私不思議で知らないんです。だから、それよりも田んぼに稲つくるのには種もみ何ぼ要るんだということですから、反当たり何ぼとかとやるような内容あるならばいいけれども、あくまで種もみ買ったのに対しての2分の1の補助ということですから、この辺の内容がもう少し詳しく知りたいんです、私。

それから、町営住宅のことでございますけれども、確かに外壁外装がよくなれば立派に気持ちよく入る人も入れると思うんですが、やっぱりそう言いながらも内部は確かにもう使った人が出たとき直していくのが、これは当然だと思うんですけども、その程度もあると思うんですね。それで、この間の写真お見受けしたんですが、そういう姿になるまで、どうなってもよく、まず10年も15年も入れば、そのまま中は入ったままで何ぼ汚れても全然手入れを町でしていかないのか、確かに出た場合は入った人が壁からクロスから皆直していくのが当然ですけども、10年も15年も入っている方もあると思うんですね。それで、バフバフになって真っ黒くなってきても、それでもそれは途中で直してくださいと言っているんだか、入っている人たちに。こんなに

ひどいんでは町で直してやるんだかと、その辺をどう考えているのかということをお聞きしたいんです。1年、2年に入ってかわっていく方だったらいいんですが、長く入っている方が多いと思うのね、あの住宅は。そんな中で、ああいう内部の写真は、この間委員会で、中には入れてもらえないけれども、外だけ見たんだけれども、写真で表してもらった写真があったわけですよ。こういう姿で使っているのかと思うと、やっぱり私は内部をある程度の手入れをしなくてはならないのではないかとということをお尋ねしたいんです。

それから、上下水道の料金関係ですけれども、効果が上がっているということでございますから、まずは町民が同じ料金を払って飲んでいるわけですから、それに応えるようなやっぱり徴収をして、未収金をなくしていただきたいということでございます。

以上、申し上げます。お答えをいただきます。

委員長（高平聡雄君）

ここで暫時休憩をしたいと思います。

休憩時間は10分間といたします。

午後2時31分 休憩

午後2時42分 再開

委員長（高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、先ほどのご質問でございますが、数量の把握とか、そういったものについてということでございました。種もみにつきましては、みやぎ原種苗センターというところをつくっております。それで、これは毎年予約といいますか、来年のものについて予約をして、そして原種苗センターにこのぐらい使うということで取りまとめをされるというふうに思っておりますが、本来2年ぐらい前に、2年先のものを予約します。ということは、先々のことですので、なかなかつかめないところがありまし

て、種もみについては2年ぐらい先に多分集荷業者さんのほうでは予約をするというふうに思っております。そして、農家さんに対しましては、できるだけ早くということではありますけれども、農家さんに対しましては1年前なりに注文をお願いをして、そしてその予約の数字を取りまとめをして、そして原種苗センターに発注をするということになっています。あれにつきましてはそんなに大量にあるわけではなくて、ある程度限定された中で配分されてきますので、例えば5割増しで発注しておけとか、そういうものではなく、かなりシビアな発注注文になるというふうに思っております。したがって、集荷業者とすれば、来年度に使う種もみにつきましては、農家さんなり、そういった方にかなり正確な数量で予約をとということで、予約をもらうということになります。

今回、来年度につきましてというか、ことしの春ですか、についてのという数量につきましては、そういった注文があったものについて集荷業者さんに問い合わせをして、予約がどのぐらいあるか、そういった形のもので情報を収集しております。さらには昨年、一昨年の実績とか、そういったものを踏まえた中で、その数量の把握をしているところでございます。したがって、農協さんに集荷業者さんの予約の数量の取りまとめで数量の確認をやっているということでございます。ですから、その数量につきましてはそういった把握の仕方、これ種もみにつきましては基本的に集荷業者が扱っているものについて正規の種もみというふうになります。いろいろあるわけでございますけれども、ほかでも売っているところあるわけでございますけれども、基本的には正規の種もみというのは、集荷業者を通じたものが正規の種もみというふうになりますので、その数量につきましてはそこで把握ができるということでございます。そこから数量を把握して、予算の金額を出しております。

それから、2番目でございますが、部屋の管理ということでございますが、先ほど申しましたのは基本的には住居人が移るときにやるということ、それほどこのアパートでも、それはそうだというふうに思っております。畳とか、そういったものについては敷金で直すとか、それはもちろんそうでございますし、そのほかのものはどうなんだということですが、先ほども申し上げましたけれども、写真にお見せした部分についてはまだ補修していない部分の写真を見せておりますが、あの部分は補修いたしますか、してあるところでございます。当然、住んでいる間にそういったふぐあいが出てきて、雨漏りがしたとかそういったものにつきましては、その都度連絡をいただいで確認をして、必要とあるものについては修繕をしているということでございます。入って出るまで何もしないということではなくて、そういった修繕はきちっとや

っているところでございます。

それから、徴収につきましては先ほども申しましたが、昨年の11月からということ  
でございますので、その新しい3カ月分、金額がまだ見えてこないところでございま  
すけれども、発送件数によって少し減ってきているところがありますので、それが効  
果ではないかというふうに今のところは思っておりますが、決算の状況とか、そうい  
ったものを見た段階で金額的なものは出てくるというふうに思っておりますが、なお  
徴収には一生懸命努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

委員 長 （高平聡雄君）

大崎勝治君。

1 6 番 （大崎勝治君）

いろいろ、ただ今回私が言いたいのは昨年の12月の議会でいろいろ出て、米に対し  
てという町長にも要望を上げた経過もあるわけですし、今回種もみの購入者というこ  
とになると、何となく農家に平等性がないのではないかと、こんな思いだけ残るわけ  
ですね。それも間もなく種もみをうるかす時期に来た時期にこの話ですから、農家と  
しても、そういうのであればという考えの方もいろいろ出てくると思うし、補助金  
があるものであれば、そういうものを考えないで、さっき言ったように苗で買うとい  
う人たちへの思いね。苗つくって売る人は、種もみで補助金もらって苗で売れば、それ  
だけ苗つくる人は利益になるわけですが、一般の農家には平らに回っていない  
んではないかと思うんですね。だから、それをどういう形か考えながら農家への配  
分、平らにやれないのかと私のご意見ですが、そしてそれをどこを通じてやるのか、  
JAを通じてやるのか、産業振興課を通じて補助金を出すのか、それが一番の問題で  
はないかと思うんですね。やっぱり初めて出たこの米価下落に対しての関連して、こ  
ういうこと出てきたわけですから、やっぱり最初は農家に平らに回るような方法で考  
えられないのかと、その辺だけもう一回お聞きしておきたいと思います。

あと、住宅、水道についてはご理解いたしました。

以上です。

委員 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。



町 長 （浅野 元君）

平等にというお話でございますが、この支援といいますか、今回の価格の下落につきまして、以前にも申し上げましたけれども、これは経済活動の中での下落というふうに考えます。このことで、米を生産するの皆様方が収入落ち込んだということで大変残念なことだというふうに私も思っておるところでございますが、この経済活動ということでございますので、例えばほかの業界、景気がよかったり悪かったりするわけですけれども、商売やっている人が不景気になって売り上げが落ちた、または大型店が出店してきて客足が遠のいたということもあるといいます。

また、製造業の方につきましても、不景気で生産量が落ちたとか業績が思わしくなくなったとか、そのことによって従業員の方の給料が減ったとか、あるいは職を失うとか、そういったこともあるというふうに思っております。そういったことに対して、町がというか行政として支援というのはなかなか難しいというのが、課題として非常に難しいものなんだというふうに思っております。特定の業界といいますか、そういったものだけに応援するということは非常に難しい問題が、そういうところでもあるというふうに思っております。このことは、前にも申し上げたところでございます。

そういった中で、今回支援ということの方法といいますか、農家の方々に意欲を持って取り組んでもらいたい、またいい米をつくって、ことし高く売ってもらいたいというようなことも考えながら、今回の支援を考えたところでございます。もちろん、先ほども申し上げましたとおり、議員皆さん方のご意見を十分踏まえた中で考えております。それで、種もみということで考えました。

種もみで箱で買った人というお話でございますけれども、このことにつきましては、先ほどもこれも申しましたけれども、農家の方々個々の取引ということになるというふうに思っております。組合から買うということもあろうかというふうに思いますが、そこに対して町としてというよりも、ここは皆さんでお互い理解し合った中で民衆の商売のやりとりですから、やっていただければというふうに思っておりますが、ただ生産者といいますか、苗をつくる人に対しましてはそういった形で種もみについて2分の1の補助をしているので、そのことをよくご理解をいただいた中で苗をお譲りくださいということのPRといいますか、こういった補助をしていますということにつきましては、町としましても機会あるごとにさせていただきたいというふうに思っております。だから、このことについては町からこうしろとかというもの

ではないというふうに思っておりますので、その辺につきましては苗をつくる生産者の方と苗を買う方の取引でございますので、町からは言えませんけれども、そういった補助をしていますよということについては、しっかり苗の生産者の方にも伝えたいというふうに思っておりますのでございます。それが平等でないとと言われるとなかなか難しいところがあるんですが、行政としてやれる範囲としてのことはやっているというふうに私は感じておるところでございます。おっしゃるとおり平等性、その全ての平等性ということを考えて、こういった方法を考えました。よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

委員長（高平聡雄君）

大崎勝治君。

16番（大崎勝治君）

どうも納得いかないけれども、この辺で終わります。

委員長（高平聡雄君）

これで産業建設常任委員会代表、大崎勝治君の代表質疑を終わります。

以上で代表質疑を終わります。

これで、予算特別委員会に付託された平成27年度の各種会計予算についての審議を終わります。

お諮りします。平成27年度の各種会計予算については討論を省略して採決したいと思ひます。これにご異議ありますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

なしと認めます。したがって、平成27年度の各種会計予算については討論を省略して採決いたします。

お諮りします。平成27年度各種会計予算については一括採決したいと思ひます。賛成の方はご起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

一括採決に反対者がありません。

会議に付された事件は1事件1処理の原則とされております。一括採決の条件は議員全員が賛成の場合のみ認められるものであり、お一人でも反対される方がいる場合

は一括採決できないこととなります。

したがって、本特別委員会における平成27年度の各種会計予算につきましては、各会計ごとに採決することにいたします。

議案第28号 平成27年度大和町一般会計予算を採決いたします。

本予算は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

議案第29号 平成27年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本予算は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

議案第30号 平成27年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本予算は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

議案第31号 平成27年度大和町宮床財産区特別会計予算を採決いたします。

本予算は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

議案第32号 平成27年度大和町吉田財産区特別会計予算を採決いたします。

本予算は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は可決されました。

議案第33号 平成27年度大和町落合財産区特別会計予算を採決いたします。

本予算は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は可決されました。

議案第34号 平成27年度大和町奨学事業特別会計予算を採決いたします。

本予算は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は可決されました。

議案第35号 平成27年度大和町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本予算は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は可決されました。

議案第36号 平成27年度大和町下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本予算は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は可決されました。

議案第37号 平成27年度大和町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

本予算は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は可決されました。

議案第38号 平成27年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算を採決いたします。

本予算は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は可決されました。

議案第39号 平成27年度大和町水道事業会計予算を採決いたします。

本予算は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。大和町議会予算特別委員会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

3月3日から本日まで皆様から多大なるご協力をいただき、委員長の重責を全うすることができました。ここで心より感謝を申し上げます。おかげさまで予算特別委員会を滞りなく終了することができました。このことに改めて感謝申し上げ、委員長の座をおりたいと思います。大変ありがとうございました。

午後3時04分 閉会

